

【総領事館からのお知らせ：安全対策情報：4月】

平成28年4月14日（総16第09号）

在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

(1) テロ関連情報

本年1月のジャカルタ中心部サリナ・デパート付近で発生した爆弾・銃撃テロ事件を受けて、国家警察は、これまでにこのテロ事件に関与した疑いのある者を国内各地で逮捕したほか、空港や警察署への攻撃を計画していたとしてジャカルタ首都圏で活動している急進主義組織の関係者などの摘発を行いました。

バリ島では過去に2度大規模な爆弾テロ事件が発生したこともあり、治安当局はテロに対する警戒を継続しています。ロンボク島においては昨年末、スングギビーチ等、観光客が訪れる浜辺で潜在的な脅威があるとの情報がありました。また、東・西ヌサトゥンガラ州には世界的な観光地もありますので、同地では念のために安全には注意する必要があります。

また、中部スラウェシ州のポソにおいては、ISILに忠誠を誓ったとされる「東インドネシアのムジャヒディン（MIT）」のサントソ・グループのリーダーを摘発するべく軍と警察による大がかりな合同オペレーションが展開されています。同グループには、西ヌサトゥンガラ州スンバウ島東部のビマ出身者も多く参加しているとされ、ビマでは従来から警察官を狙った狙撃事件も発生しています。

(2) 伊勢志摩サミットに向けた注意

本年5月26日から27日には伊勢志摩サミットが、また、4月10日から9月25日までの間には関連会合が日本各地で開催されます。近年、シリアやチュニジアにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、パリ、ブリュッセル、イスタンブール、ジャカルタ等でテロ事件が発生しており、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けたものによる一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており、日本人、日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件に遭うおそれがあります。

引き続き、テロはどこでも発生する可能性があり、旅行者や大勢の人が集まる場所はテロの標的となり得るとの認識の下、不測の事態に巻き込まれることがないよう万全の注意を払ってください。

特に、テロの標的となりやすい場所（ナイトクラブなど多くの外国人が集まる場所）に近付くことは極力避け、不特定多数が集まる場所（ショッピングモールや観光施設等）では十分な安全対策がとられているかを確認する等、自分の身の安全を確保するよう心がけてください。

2 一般情勢

(1) デング熱の流行

インドネシア国内ではデング熱の流行が続いています。当地保健当局によれば、バリ州において本年1月から3月末までに約5,000名の感染者が報告され、うち22名が死亡したとの由です。同保健局は、4月から5月にかけては、さらに感染者が増える傾向にあるとして警戒を呼びかけていますので、感染予防に十分にご注意ください。

(2) 麻薬・薬物への注意

バリ州各地において、引き続き、インドネシア人、外国人を問わず麻薬・薬物関連の逮捕事案が続いています。国家警察によれば、3月12日、デンパサール郊外で大規模に活動していた麻薬密売組織を摘発し、大量の薬物を押収したとのことです。インドネシア当局は外国人に対しても死刑を含む重い判決を下しており、薬物犯罪に対し厳しい姿勢で臨んでいます。麻薬・薬物には絶対に関与しないようにしてください。また、薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお奨めします。

3 邦人事件・事故関係

(1) ひったくり・スリ(クタ地区レギャン通り)

当館に次の3件の邦人旅行者の被害報告がありました。

- ・ 午前2時頃、ナイトクラブからの帰路、宿泊ホテル近辺を歩行中、オートバイに乗った犯人に肩掛けバッグをひったくられた。
- ・ 午前5時頃、レギャン通りにてツアーバスを待っていたところ、オートバイに乗った犯人に手持ちバッグをひったくられた。
- ・ 午後9時頃、人混みを通過した際に何者かに肩掛けバックの中から財布をすられた。

(2) スキミング等

バリ州内では最近、スキミング等の被害が増加しており、在留邦人の被害も当館に報告されています。州警察によれば、被害の報告件数は去年の5倍程度に増えており、特に、クタ、ヌサドゥア、ウブド地区での被害が多く報告されているとのことです。

犯行手口は、ATM機械にカードを読み込む装置を取り付けてカード情報を盗み取るものや、意図的にカードをATM機械に詰まらせて、職員を装った犯人が暗証番号を聞き出したりするもの等があるようです。

当地でATMを利用する際は、警備員が常駐しているなど信用のおける銀行等の店舗内の機械を利用する等、スキミング被害予防に留意して下さい。

4 その他

(1) 海外安全情報(危険情報) : インドネシア

4月1日、インドネシア国内の海外安全情報(危険情報)が改訂され、海外安全ホームページに掲載されましたので、ご一読ください。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo.asp?infocode=2016T072>

(2) 選挙年齢の引き下げ及び在外選挙人登録について

公職選挙法の改正により、本年6月19日以降初めて行われる国政選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。海外からの投票には、あらかじめ日本国内の在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です(手続に通常2~3か月を要します)。本年夏には参議院選挙が予定されておりますので、年齢満18歳以上(本年6月19日現在で満18歳となる方も含む)で在外選挙人証をお持ちでない方は、ぜひお早めに当館にて手続をしてください。在外選挙人名簿の登録資格及び申請に必要な書類等につきましては、以下の当館ホームページをご覧ください。

http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000100.html

